

5 福薬業発第 2 3 2 号
令和 5 年 8 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での
対応について（周知）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、本年 11 月から暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付を開始することが予定されています。

これに伴い、別添 1 のとおり現時点での暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要や医療機関・薬局での対応の留意事項が示されましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 165 号
令和 5 年 8 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について
(周知)

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

政府においては、本年 11 月から暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付を開始することが予定されています。

今般、別添 1 のとおり現時点での暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要や医療機関・薬局での対応の留意事項が示されました。

また、「福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 1」が別添 2 のとおり示されたほか、本マニュアルは別添 3 のとおり概要版も示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について (周知)
(令和 5 年 8 月 7 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課)
2. 2023 年 8 月「福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 1」
3. 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル (概要)

別添 1

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 7 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について
(周知)

日頃より、貴団体におかれては、医療保険行政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、国民の皆様にこうしたメリットを享受していただけるよう、政府においては、取得に支援が必要な方に円滑にマイナンバーカードを取得いただける環境整備に取り組んでいます。本年2月17日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」においては「施設等が本人に代わって入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声が聞かれた」こと、「暗証番号の設定に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、暗証番号の取扱いについて検討する」ことが指摘されており、これに対する対応として、政府においては、本年11月から暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付を開始することを予定しています。

つきましては、現時点での暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要や医療機関・薬局での対応の留意事項をお示ししますので、別添団体各位におかれましては、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの詳細については、追ってお知らせします。

記

1. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードは、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、マイナンバーカードに記録されている顔写真を用いて、顔認証等により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認を行うことができます。

また、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号の設定が必要な既存のマイナンバーカードと同様、患者本人の同意に基づき、医療機関・薬局において、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を閲覧できるようになり、より

多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

2. 医療機関・薬局での対応の留意事項

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては、医療機関・薬局においては、以下の点に御留意ください。

- ① 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号による本人確認ができませんので、本人確認の方法としては、顔認証を行っていただくことが基本となります。
- ② 顔認証の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認が可能であります。こうした対応について、医療機関・薬局において、可能な限り御協力をお願いします。目視モードの立ち上げ方法及び利用方法の流れについては、別紙を御参照ください。

※ なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードに関して、待合スペース等にいる本人の顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能ですが、薬局において、代理の方が薬剤を受け取りに来るなど、本人が不在の場合は、目視での確認はできませんので、処方箋又は資格確認書で資格確認をしていただくことになります。

- ③ 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知）において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケースにおける資格確認の方法としては、2の（1）において、「患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合…は、当該マイナポータルの画面…を医療機関等の受付窓口に掲示することにより資格確認を行」うこととしておりますが、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについてはマイナポータルを利用することができないため、当該患者が健康保険証を持参していない場合は、同通知の2の（2）に記載のとおり「患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書…を可能な範囲で記入いただき」、医療機関・薬局の窓口へ提出いただきます。

3. 今後の対応

本年11月から申請受付・交付を予定している暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付開始に備え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては本人確認の方法としては顔認証を行っていただくことが基本となることから、現在、顔認証付きカードリーダーの顔認証の精度向上等に向けて、各カードリーダーメーカーに対して対応を要請しており、各カードリーダーメーカーにおいては、8月以降順次必要な改善対応が図られる見込みです。また、こうした対応に加え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでも円滑に医療機関・薬局を受診等ができるように対応策を検討中であり、詳細は追ってお知らせします。

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。



2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。



目視確認モード利用方法の流れ※

※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

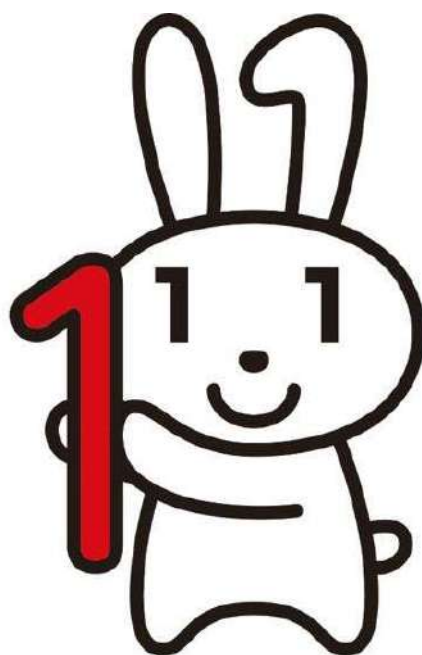
- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



○目視確認の留意事項○

目視確認は、本人確認作業を医療機関等の職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお気をつけください。

福祉施設・支援団体の方向け
マイナンバーカード取得・管理マニュアル
Ver.1



マイナちゃん

2023年8月

目 次

はじめに-----	3
第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて-----	4
第2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について-----	5
1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続-----	5
2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法-----	5
第3 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付について-----	7
第4 マイナンバーカードの取得方法について-----	8
第5 市区町村職員による出張申請受付について-----	9
1. 施設等における出張申請受付-----	9
2. 個人宅等に対する出張申請受付-----	15
第6 その他のサポートについて-----	18
1. 申請時のサポート-----	18
2. 交付時のサポート-----	19
第7 カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項-----	21
第8 マイナンバーカードの管理等について-----	22

はじめに

平素よりマイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラです。

累計の交付枚数は、令和5年7月31日時点で約9,411万枚、人口に対する割合は約75.0%となっており、また、有効期限切れ等を除いた現に保有されているカードの枚数は、同日時点で約8,904万枚、人口に対する割合は約71.0%となっています。

また、利活用シーンも拡大してきており、写真付きの公的な身分証明書として幅広く利用可能であるほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や、税の確定申告等の公的オンラインサービスなどでも利用可能となっています。

このうち、健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月から、オンライン資格確認の運用が開始されました。

健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、このようなメリットを国民・医療関係者に実感していただく中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証を廃止する予定となっています。

政府としては、国民の皆様にこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、この度、福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアルを作成しました。

施設や支援団体等において、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方を後押しいただける手引書となれば幸いです。

2023年8月7日

デジタル庁国民向けサービスグループ

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することで、従来の健康保険証にはない、以下のような様々なメリットを受けられます。このようなメリットは、マイナンバーカードでなければ享受できないものです。高齢者や障害のある方等の方々にも、マイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用いただきたいと考えています。（資料編P29もご参照ください。）

①患者ご本人の受診・薬剤情報等に基づいたより適切で質の高い医療を低い窓口負担で受けることができます。

- 患者ご本人の同意に基づき、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を、医療機関・薬局と共有し、重複投与・併用禁忌を防止しつつ、より正確で客観的なデータに基づいた適切で質の高い医療を受けることができます。
- 患者ご本人にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師・薬剤師に説明する手間や時間を省くことができます。多くの種類の薬を服用している方や、かかりつけ医以外の医療機関・薬局を受診等する必要が生じた方、災害時などには特に便利であると考えられます。
- ご家族や施設職員にとっても、患者の方の薬剤服用歴や医療機関・薬局等の受診歴等を医師等に正確に伝えることができます。過去の処方・調剤履歴を参照して、飲み合わせや薬の分量を調整してもらうこともできます。

（具体的な事例）

- 眼科において、特定健診の結果などから患者の糖尿病を推測し、合併症である網膜症（自覚症状なく進行し、失明の原因になり得る）に気付けた。
- 高齢の患者が「口がかわく」と訴えるケースにおいて、生理現象なのか、薬剤の副作用なのかの判断をする上で、薬剤情報の履歴を活用。
- かかりつけ医であるため、他施設でどのような診療行為や薬剤を利用しているかを確認。診療科（医科、歯科等）を踏まえて、処置名や処方の意図を確認している。

②手続なしで高額療養費の自己負担分を超える支払が不要になります。

限度額適用認定証の申請・交付手続をしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されます。

※ 上記の健康保険証利用以外にも、マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として様々な場面で利用できる等のメリットがあり、今後、医療・介護・福祉分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤となるツールとなることが想定されるなど、さらに多くの場面で利活用が進んでいくことが期待されています。

第2. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する場合、ご本人の同意に基づき、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づいたより適切な医療が受けられます。

1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続

(1) 概要

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です(生涯 1 回のみ)。健康保険証利用の申込みは、医療機関や薬局の窓口で設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができます。

このほか、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC+IC カードリーダー)を用いて行う方法や、セブン銀行の ATM でも健康保険証利用の申込みが可能です。

(2) 医療機関・薬局の窓口で設置する顔認証付きカードリーダーから健康保険証利用の申込みを行う方法

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは
医療機関・薬局の 受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！
※顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関・薬局に限ります。

目印はオレンジのステッカー
このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局であれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

当日その場でもいいのね♪

★利用開始の申込みはカンタン3ステップ★

STEP1 顔認証カードリーダーには複数の種類があります。 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける	STEP2 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く	STEP3 マイナンバーカードを保険証として登録しますか？ 登録せずに終了 登録する ※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。 マイナンバーカードを保険証として「登録する」ボタンを選択	登録完了!! マイナンバーカードが保険証として利用可能に!! ※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
--	--	--	--

デジタル庁

MIC 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の申込みのお問合せ先

マイナンバーカードの活用ガイド
マイナンバーカードの活用ガイド
マイナンバーカードの活用ガイド

0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお進みください。
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

(1) 概要

マイナンバーカードをお持ちの方ご本人が医療機関・薬局を受診等する場合には、顔認証付きカードリーダーで顔認証や暗証番号の入力を行うことによりオンライン資格確認ができます。

また、障害がある等によりご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

〔なお、ご本人がおらず、代理の方が薬局に薬剤を受け取りに行く場合には、マイナンバーカードがなくても処方箋又は後述する資格確認書により資格確認が可能です。〕

（２）マイナンバーカードを利用して資格確認を行う方法

マイナンバーカードを利用して資格確認を行う場合、まずマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにおいていただき、①顔認証または暗証番号を選択し、②本人認証を行っていただき、③同意選択（過去の診療などの情報を利用するか選択）してください。その後、忘れずに、顔認証付きカードリーダーからマイナンバーカードを取り出してください。

①顔認証/暗証番号選択	②本人認証	③同意選択

3. 資格確認書（令和6年秋の健康保険証廃止後）

令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

（※）健康保険証の有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで

健康保険証廃止後、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方は、原則、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます（P22 も参照）。

この「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口で提示し資格確認を行うことで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。ただし、資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできません。

資格確認書の運用等の詳細については、追ってお知らせします。

第3. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付について

暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付について、令和5年11月頃より開始することを予定しています。

このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、医療機関・薬局の受診等には利用が可能です。

また、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、患者ご本人の同意に基づき、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を、医療機関・薬局に提供することが可能です。

※ 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの健康保険証としての利用の詳細については、今後お示しします。

既にマイナンバーカードをお持ちの方も、マイナンバーカードを返納いただく必要はなく、市区町村に申し出ていただくことにより、暗証番号をロックすることができます。

詳細な手続については検討中ですが、暗証番号の管理に不安がある施設利用者等におかれては、こうしたマイナンバーカードの活用も選択肢の一つとしてご検討いただけますと幸いです。

第4. マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールです。

そのため、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村職員による対面での本人確認を経て、交付を受けていただくことを原則としています。



その上で、高齢者や障害のある方などマイナンバーカードの取得に支援が必要な方については、市区町村職員が施設や個人宅等に出向き、一括して申請を受け付けることにより、本人限定受取郵便等で役所に出向かずにマイナンバーカードの交付が受けられます。



その他にも、申請時には、市区町村からの委託事業者等が、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。また、交付時には、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

これらのサポートは、施設等の職員や各種制度の支援者の方に行っていただくことも可能ですので、ご検討ください。

まずは、お近くの市区町村に問い合わせいただき、こういった方法が良いかご相談ください。

第5. 市区町村職員による出張申請受付について

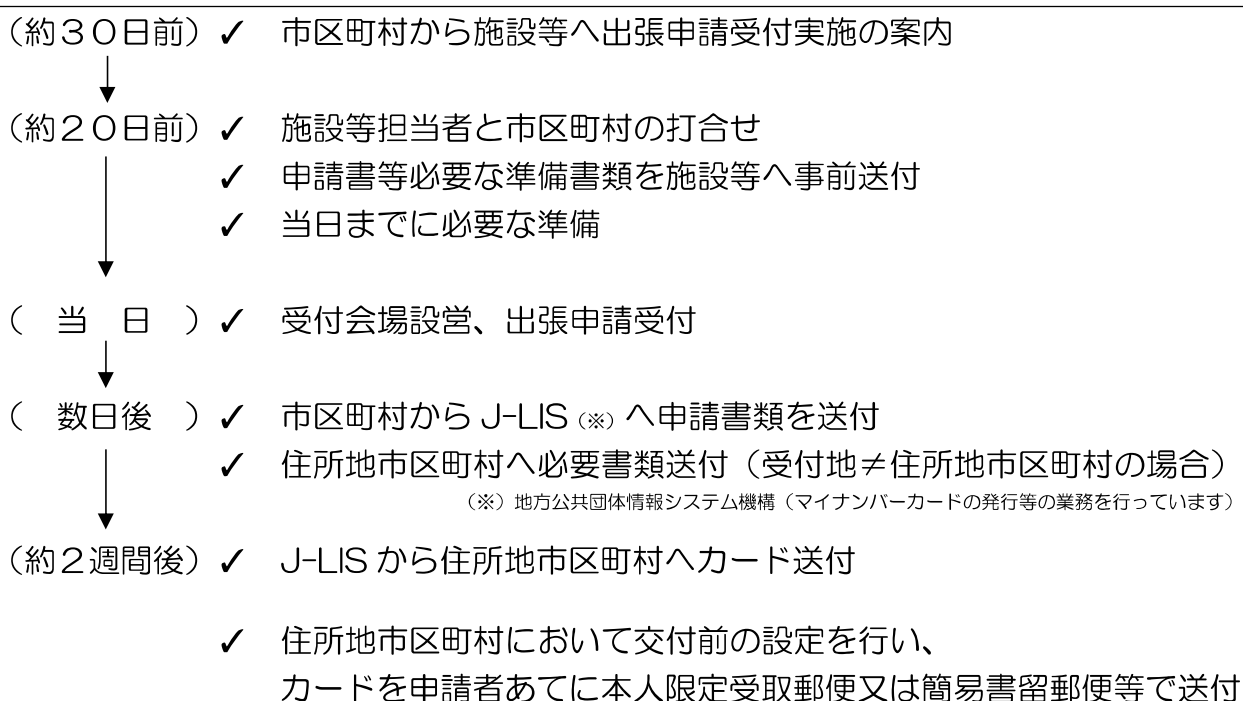
1. 施設等における出張申請受付

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付では、市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請受付を行います。
- ✓ 受付時に本人確認を実施するため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードの受取りが可能です。

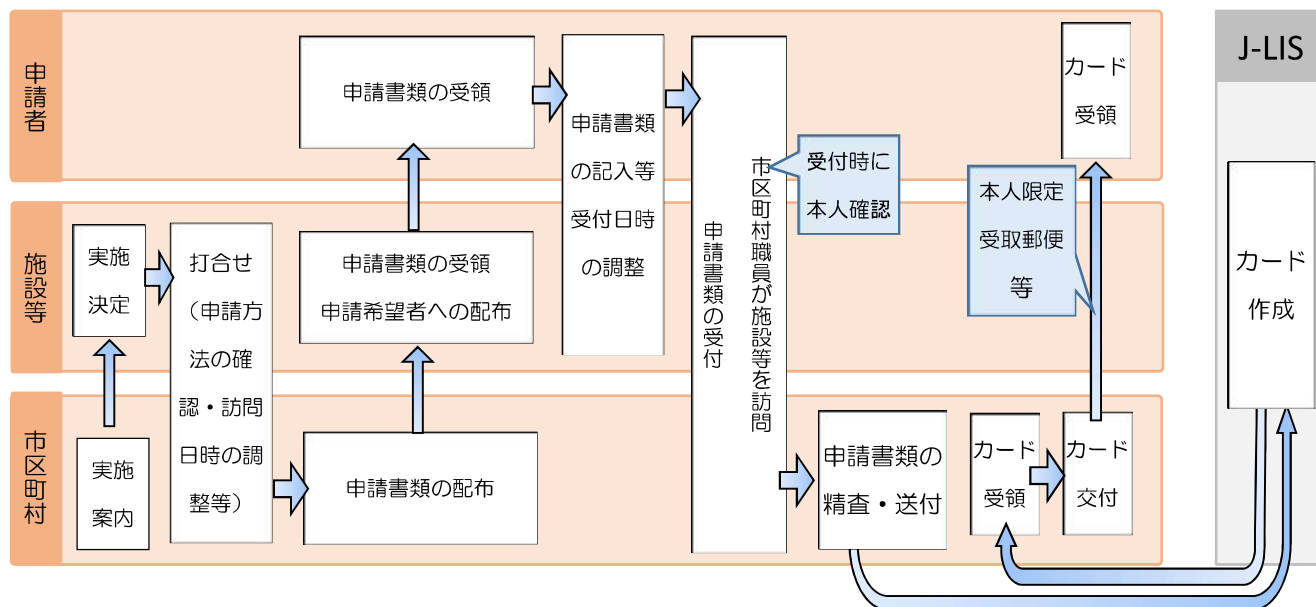
(2) 手続の流れ

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。
市区町村によって出張申請受付の実施状況は異なりますので、詳しくはお近くの市区町村にお問合せください。



(注) 出張申請受付を行う市区町村以外の住民の方がおられる場合は、その方も含めて出張申請受付をすることが可能か、市区町村にご相談ください。

<参考：全体フロー図>



(3) 出張申請受付の案内（概ね30日前）

案内は、市区町村から施設等に出張申請受付の案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で出張申請を随時受け付ける旨を周知している場合があります。

(4) 施設等担当者と市区町村の打合せ（概ね20日前）

市区町村と施設等が出張申請受付の実決が決定した後は、事前打合せを行います。打合せの回数や内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

<打合せ内容（例）>

- ✓ 実施日、想定される人数
- ✓ 市区町村外の在住者がいるか否か
- ✓ 市区町村職員と施設等の職員の役割分担
- ✓ 施設等への依頼事項の説明、確認
- ✓ 入所者のご家族への説明
- ✓ 申請当日のタイムスケジュール

<市区町村から施設等に依頼が考えられる事項（例）>

- ✓ 施設等内での周知
- ✓ 本人確認書類等の準備
- ✓ 申請者名簿の作成・提出

<当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）>

- ・ 交付申請書（個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書）
- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
- ・ 本人確認書類
- ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・ 住民基本台帳カード（住基カード）※お持ちの方のみ

<市区町村で作成している広報チラシ（例）>

マイナンバーカード
高梁市、吉備中央町合同出張申請のお知らせ

高梁市役所、吉備中央町役所の職員が、マイナンバーカード出張申請窓口を開催します。マイナンバーカード申請のほか、作成に際する相談も受け付けております。お集まりください。

会場: 高梁中央病院
R5.1/27(金) 8:30-正午まで

申請には本人がお越しください

◇マイナンバーカード申請に必要なもの

- ・本人確認書類
『運転免許証など(顔写真付き)』または『保険証、年金手帳 など』
※お財布や重要カードは利用できません。
- ・通知カード
令和5年1月29日以前に届出等によってマイナンバーが付番された方を除く
- ・交付申請書
還から送付されている申請書をお持ちの方は持参してください。
- ・写真
(顔写真の撮影も可能です。インカメラでの撮影も可です。)

※代理でマイナンバーカードの申請をご依頼の方は事前に電話でご相談ください。
※マイナンバーカード申請受付は終了していますのでご了承ください。

お問い合わせ
高梁市役所市民課 **0866-21-0253**

(5) 当日までに必要な準備

施設等担当者と市区町村の打合せを踏まえ、当日までに必要な準備をします。

なお、申請者が把握できている場合は、申請者名簿を作成し、市区町村に事前に提出いただくと、当日のスムーズな運営につながります。

また、当日必要な物品は、基本的には市区町村側で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。

(参考) 市区町村職員の当日必要な物品 (例)

項番	物品	用途	備考
1	必要書類一式	申請書作成	詳細は資料編参照
2	申請書記載例	申請書作成	
3	記載台(机)・椅子	申請書作成	
4	記載用ペン	申請書作成	
5	はさみ・糊等の文具	申請書作成	
6	モバイルプリンター	本人確認書類コピー	(注1の場合は不要)
7	案内看板	レイアウト	
8	広報用チラシ	申請者呼び込み	
9	番号札	申請者案内	
10	延長コード	プリンター等	電源の借用が必要
11	デジタルカメラ	写真撮影	
12	モバイルプリンター	写真撮影	
13	パーティション	写真撮影	写真撮影スペースとして使用
14	フォトカッター	写真撮影	写真の切抜に便利
15	スタンド型照明	写真撮影	撮影場所が暗い場合に必要
16	背景用スクリーン	写真撮影	単色の画用紙でも代用可
17	手鏡	写真撮影	

※11～17は写真撮影サービスを行う場合のみ

(注1) 受付地≠住所地市区町村の場合には本人確認書類のコピーが必要ですが、会場でコピーを取るほか、タブレット等で撮影した写真データを住所地市区町村に送ることもできます。その場合には、本人確認書類コピー用のモバイルプリンターは不要になります。

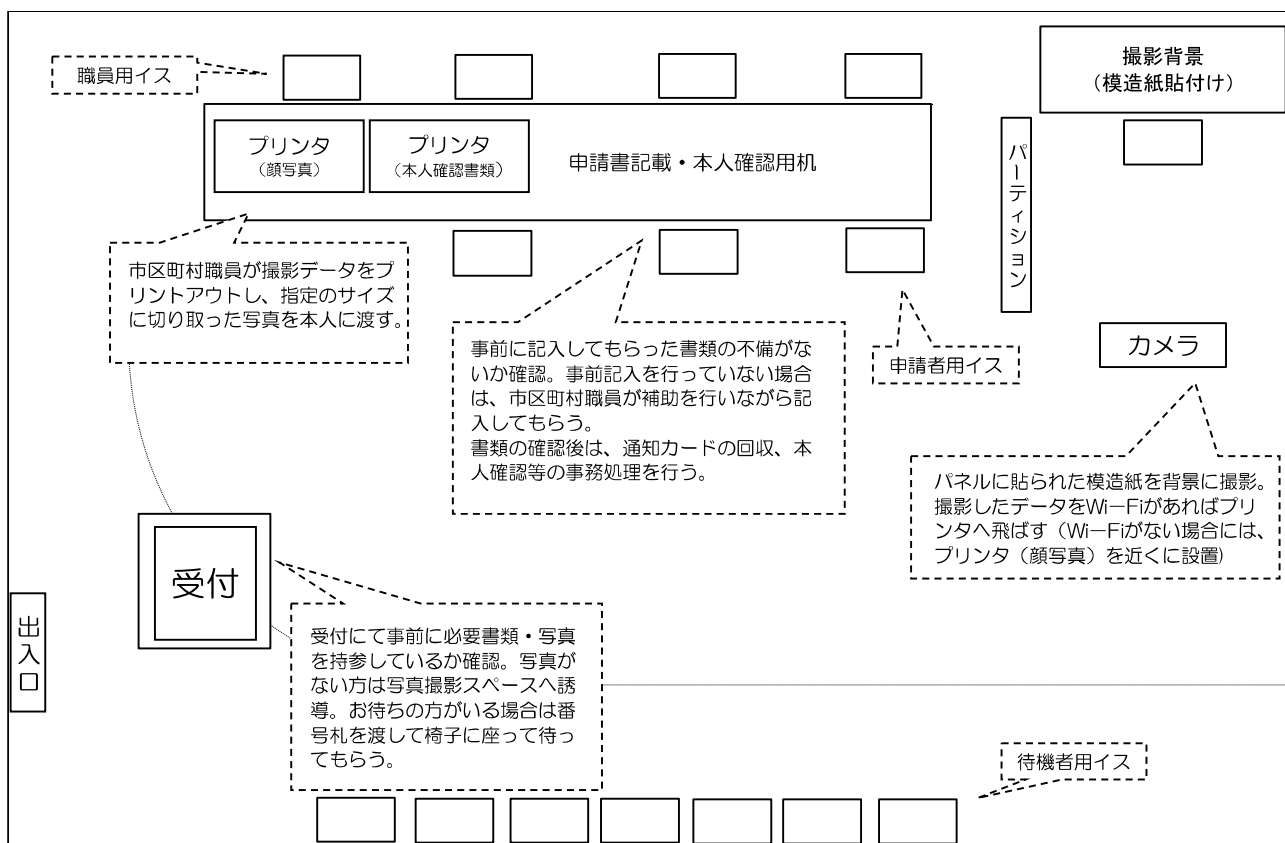
(注2) 交付申請書は、紙により提出する方法や、スマートフォン・タブレット等によりオンライン申請を行っていただく方法があります。オンライン申請の場合には、申請書作成用のペン、はさみ・糊等の文具や写真撮影用のデジタルカメラ・モバイルプリンター・フォトカッターは不要になります。

(令和4年8月5日付の事務連絡「マイナンバーカードの出張申請受付事業の実施に当たっての参考情報について」より)

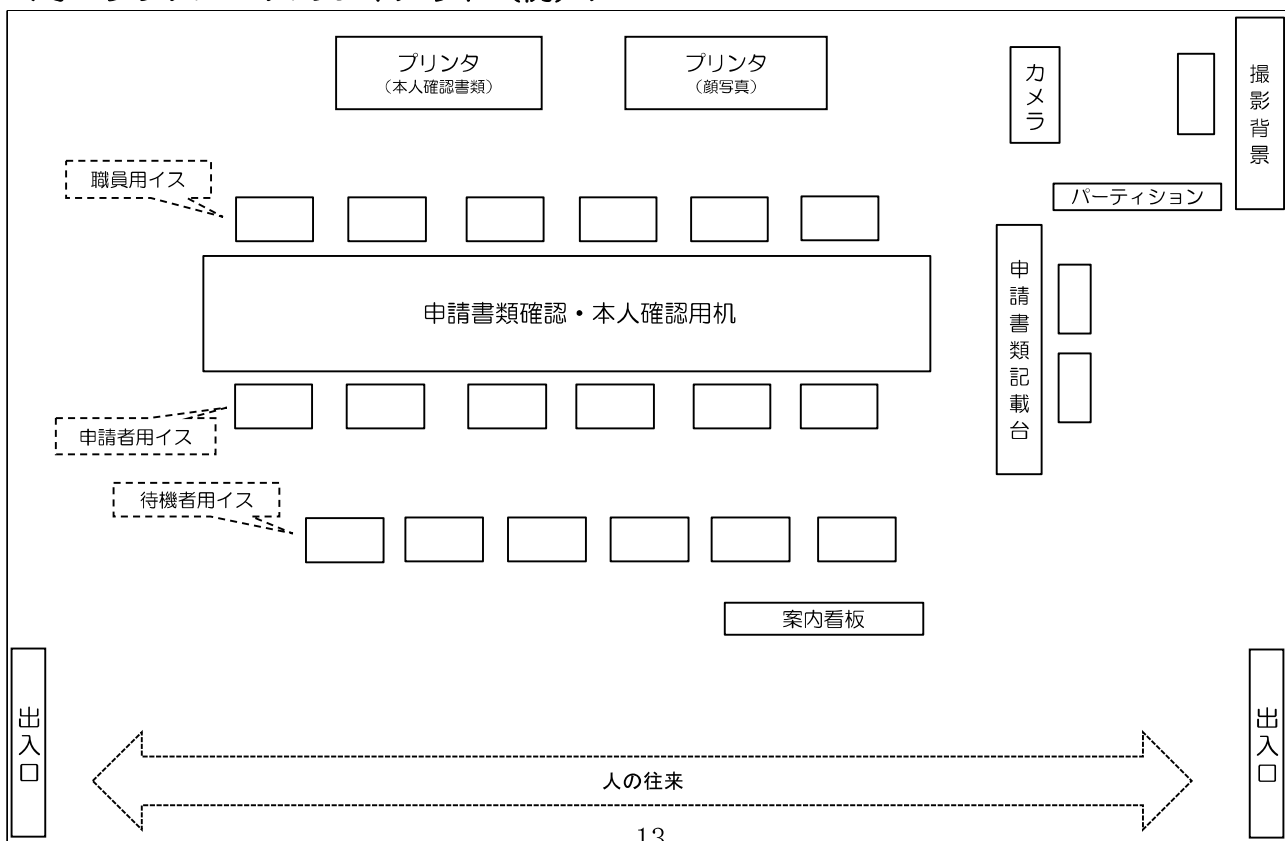
(6) 当日の会場設営

事前打合せの内容をもとに、会場の設営を行います。会場のレイアウトの例は以下のよう
なイメージです。

＜会場のレイアウト（例）＞



＜オープンスペースのレイアウト（例）＞



（７）当日の運営

当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

（市区町村職員は、１人あたりの受付時間を長めに取り、丁寧に対応いただきますようお願いいたします。）

また、当日に追加の申請希望者が来られた場合や、予定していた申請希望者の申請受付をできなかった場合の対応などについては、市区町村にご相談ください。

＜実施イメージ＞

病院での出張申請受付



介護施設での出張申請受付



（８）その他

出張申請受付では受付時に本人確認を実施しますが、本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます（詳細はP19）。

また、施設において、とりわけ認知症の方や重度の障害のある方等の判断能力が十分でない方に対し、マイナンバーカードの取得を支援するに当たっては、当該支援を受けることについて、丁寧にご本人の意思の確認を行うとともに、ご本人への説明日時や申請日、交付日等のカードの取得の過程を記録しておくことが適当です。なお、マイナンバーカードの申請に係る意思の確認ができない場合や申請を希望しない場合は、マイナンバーカードがなくても資格確認書（詳細はP6を参照）の交付を受けることで資格確認が可能です。

2. 個人宅等に対する出張申請受付

(1) 概要

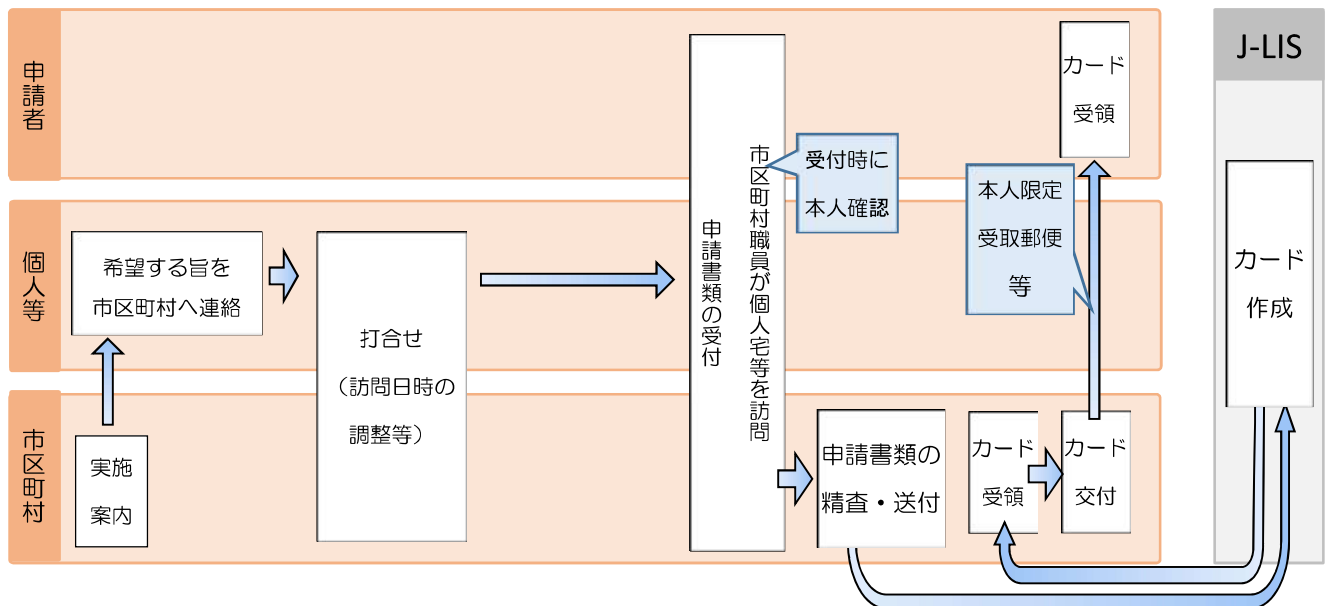
- ✓ 出張申請受付は、施設等だけでなく希望する者の個人宅等を、市区町村職員が訪問して行うことも可能です。

(2) 手続の流れ

スケジュールは申請者の状況により異なりますが、例えば以下のとおりです。

- | | | |
|---------|---|---|
| (事 前) | ✓ | 市区町村から個人宅等に対する出張申請受付実施の案内 |
| | ✓ | 市区町村へ出張申請受付を希望する旨の連絡 |
| | ✓ | 市区町村との打合せ |
| ↓ | | |
| (当 日) | ✓ | 市区町村が申請書類を持参し訪問、出張申請受付 |
| ↓ | | |
| (数日後) | ✓ | 市区町村から J-LIS へ申請書類を送付 |
| ↓ | | |
| (約2週間後) | ✓ | J-LIS から住所地市区町村へカード送付 |
| | ✓ | 住所地市区町村において交付前の設定を行い、
カードを申請者あてに本人限定受取郵便又は簡易書留郵便等で送付 |

<参考：全体フロー図>



(3) 個人宅等に対する出張申請受付実施の案内

案内は、市区町村から支援団体に案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で随時受け付ける旨を周知している場合があります。

（４）市区町村との打合せ

出張申請受付の実施が決定した後は、事前打合せを行います。

打合せの内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

＜打合せ内容（例）＞

- ✓ 実施日
- ✓ 申請当日に必要な書類の確認
- ✓ 各種制度の支援者がいる場合は、当該支援者と市区町村職員との役割分担

＜市区町村から依頼が考えられる事項（例）＞

- ✓ 準備できる本人確認書類の確認等

＜当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）＞

- ・ 交付申請書（個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書）
- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
- ・ 本人確認書類
- ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・ 住民基本台帳カード（住基カード）※お持ちの方のみ

（５）その他

P14の「（８）その他」のように、個人宅等を訪問する際に本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます（詳細はP19）。

また、市区町村職員は、個人宅等への訪問にあたっては、申請者のプライバシーに配慮いただくとともに、各種制度の支援者がいる場合は、配慮する事項について支援者と相談いただきますようお願いいたします。

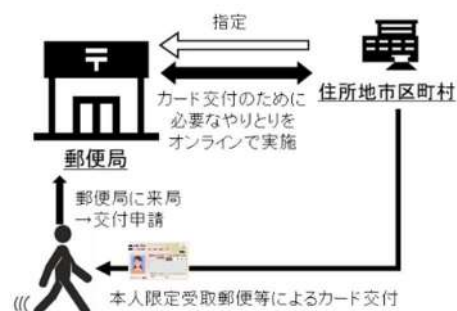
＜実施イメージ＞



（参考）郵便局での交付申請受付

今後、郵便局によっては、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能になり、市区町村に出向かずに交付が受けられます。

郵便局が実施するには市区町村の指定が必要となりますので、お近くの郵便局が実施可能となるかは市区町村にお問い合わせ下さい。



第6. その他のサポートについて

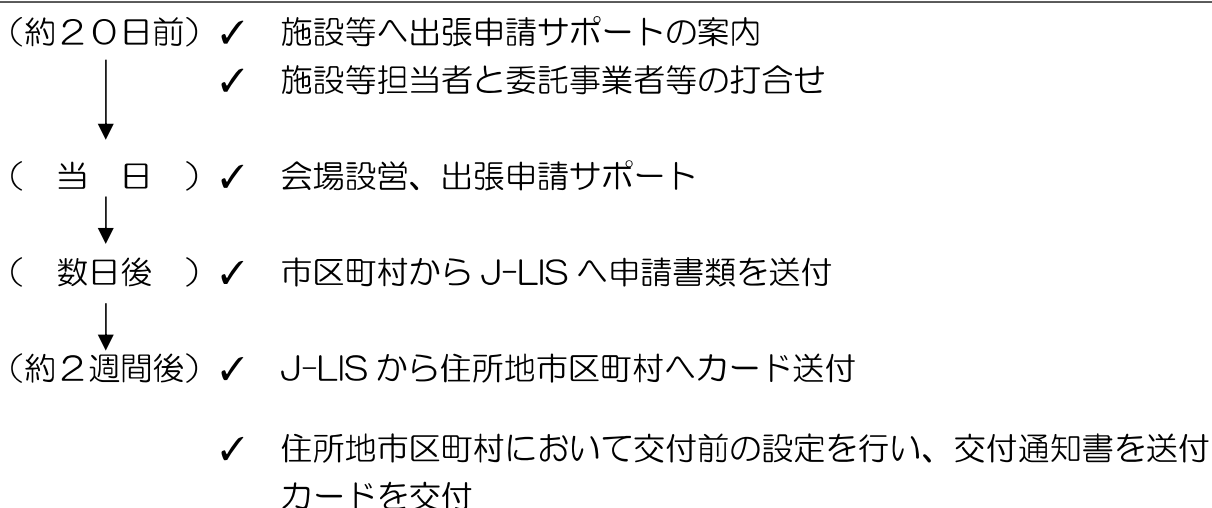
1. 申請時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外にも、市区町村からの委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。
- ✓ この場合、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要がありますが、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

(2) 手続の流れ（委託事業者等による申請サポートの場合）

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。



(3) 必要な準備

- ・市区町村と施設等で実施が決定した後は、事前打合せを行ってください。
- ・当日必要な物品は、基本的には委託事業者等で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。
- ・当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

(4) その他

申請書の記入補助や顔写真撮影等は、委託事業者等だけでなく、施設等の職員や各種制度の支援者の方にサポートいただいたり、市区町村から受託を受けることも可能ですので、ご検討ください。

(参考) 施設等の職員や各種制度の支援者の方が申請書の記入補助や顔写真撮影等を行う場合の準備物

・交付申請書

まずは、これまでに J-LIS 等から送付された QR コード付き交付申請書がお手元にあるか、ご確認ください。QR コード付き交付申請書があれば、オンラインでの申請も可能です。

お手元になければ、交付申請書の様式や送付用封筒材料は「マイナンバー総合サイト」でダウンロードできます。(URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>)

詳しくは市区町村にお問い合わせください。

・カメラ・プリンター

顔写真の撮影に使いますが、スマートフォン、タブレット等によりオンライン申請を行う場合は不要になります。

2. 交付時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外の場合は、マイナンバーカードの交付の際に役所に来庁する必要があります。
 - ✓ その場合にも、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。
- ※交付申請者の住所地市町村に来庁して交付を受ける必要があります。

(2) 代理交付の対象者

やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる者としては、次の者が考えられます。

- ・施設入所者
- ・要介護・要支援認定者
- ・障害のある方
- ・長期入院者、病気の方
- ・75 歳以上の高齢者
- ・成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- ・社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状况に照らして来庁が困難であると認められる者
- ・中学生、小学生及び未就学児
- ・高校生・高専生
- ・妊婦
- ・長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状况に照らして来庁が困難であると認められる者）、海外留学している者

(3) 代理人

代理交付を受けるのは、交付申請者が指定する方ならどなたでも可能です。

施設等の職員や各種制度の支援者の方が代理人として交付を受けることも可能ですので、ご検討ください。

（４）当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）

準備する必要書類の例は、次のとおりです（市区町村にもお問い合わせください）。

代理交付の場合は、申請者本人の場合の必要書類に加え、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」や「代理人の本人確認書類」が必要となります。

資料編 P18 に、必要な書類例をお示ししていますので、参考にしてください。

- 交付通知書（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書）
- 交付申請者の本人確認書類
- 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- 住民基本台帳カード（住基カード） ※お持ちの方のみ
- 交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料
- 代理人の代理権を証明する書類
- 代理人の本人確認書類

※カードの取得に支援が必要な方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付で代理交付の見直しを行いました。

- 代理交付の要件を、従来より幅広く拡充・明確化しています。
- 「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」について、75歳以上の高齢者は本人確認書類で確認可能とする等、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。
- また、施設に入所している者等は「交付申請者の本人確認書類」として、施設長などが申請者の顔写真を証明した「顔写真証明書」を用いることができますが、その場合、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」が不要になります。

（参考）

今般、施設や支援団体の職員の方等が、申請サポートや代理交付をおこなった場合、市区町村から助成を行うことについて、国の補助金の対象としましたので参考にしてください。

第7. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

(1) 無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方

→詳細 資料編 P20

やむを得ない理由により無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方は、以下の対応をしていただくことで、その写真を使用できます。

①オンラインによる申請の場合：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由と申請書 ID をお伝えください。

②郵送による申請の場合：交付申請書の表面の氏名欄に具体的な理由を記載して、交付申請書を送付ください。

③窓口による申請の場合：市区町村職員から手続を行います。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

〈使用可能な写真として認められる場合の参考例（一部抜粋）〉

※以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。

・医療上の理由の場合：医療器具※と判断できる場合

※車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等

・障害のある方の場合：事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障害を理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

・寝たきりの方の場合：枕やシーツ等が写りこんでいる場合

(2) 知的・発達障害のある方

→詳細 資料編 P21

交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも可能です。

市区町村職員においては、知的・発達障害のある方は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧な対応をお願いします。

(3) 視覚障害のある方

→詳細 資料編 P22

交付申請書等の自署欄に点字による記載がある場合には、点字を記名として扱い、併せて押印等があれば有効な申請となります。

一方、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することも可能です。

(4) 交付申請書の自署が困難な方

→詳細 資料編 P22

交付申請書の自署は、介助者及び職員等が代筆し、ご本人が押印等すれば、有効なものとして認められます。

市区町村職員においては、交付申請者の意思の確認を丁寧に行っていただきますようお願いします。

第8. マイナンバーカードの管理等について

施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて、ご本人や家族、施設での管理が考えられます。

マイナンバーは、仮に他人に知られたとしても、その利用には本人確認が求められ、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

しかし、マイナンバーカードは様々な場面で利用できる本人確認書類ですので、大切なものとして適切な管理の呼びかけをお願いします。

①マイナンバーカードをご本人やご家族が管理する場合

利用者の方がご本人の居室等において、備えつきのロッカー等を利用し、紛失に注意をいただいたうえで、保管がなされるよう、入居者の方々への周知をお願いいたします。

また、ご本人の同意を得て、家族の方が管理されることも可能です。

②マイナンバーカードを施設で管理する場合

取得したマイナンバーカードは、ご本人での管理が基本ですが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。

管理の際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。

マイナンバーカードの暗証番号は、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。

このため、暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定しています。

このカードは、マイナポータルへのログインなど暗証番号が必要なサービスは利用できませんが、顔写真付きの本人確認書類として用いることによる対面での確実な本人確認には利用可能です。

※医療機関・薬局での利用については、今後お知らせします。

※資格確認書を管理する方法

資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医療機関・薬局にオンライン資格確認の仕組みを通じて共有することはできません。資格確認書の管理については、ご本人が管理する以外に、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能です。

また、資格確認書は、原則、ご本人の申請に基づき保険者が速やかに交付します。ただし、当分の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、ご本人の申請によらず保険者が交付する運用とします。「その他保険者が必要と認めた方」については、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有しているが申請により資格確認書が交付された要介護高齢者、障害者等の要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合に、更新時にご本人の申請によらず交付することなどを想定しています。

なお、資格確認書を申請する場合は、施設等の職員から施設利用者に、資格確認書の申請希望等をあらかじめ聞いた上で、施設等でまとめて保険者に代理申請いただき、保険者から交付するなどの対応を行うことも想定しています。

＜マイナンバーカードを紛失した場合＞

- マイナンバーカード機能停止の手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンス 2 番）へご連絡をお願いします。
- あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。
- その後、お住まいの市区町村へ紛失・廃止届をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとりください。
- なお、マイナンバーカードの申請に当たって、通知カードを紛失した場合には、「通知カード紛失届」を作成いただく必要がありますので、市区町村にご相談ください。（資料編 P8 参照）

＜暗証番号を忘れた場合＞

- 暗証番号をお忘れの場合や、連続して3回入力を間違いロックされた場合には、住所地の市区町村で初期化・再設定が必要です。窓口にお問い合わせください。なお、暗証番号の初期化・再設定に関する問合せは、本人以外に代理人などから行うことも可能です。

＜ご相談・お問い合わせ先＞

【施設等の方】

マイナンバーカードの取得については、所在地市区町村にご相談ください。

マイナンバー制度全般に関するお問い合わせは以下へご連絡ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

受付時間 平日 9：30～20：00

土日祝 9：30～17：30（※）

受付内容 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル、健康保険証利用及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナポイント第2弾に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

※紛失、盗難などによる一時利用停止は、24 時間 365 日受け付けます。

※1 番・5 番は、年末年始を含む平日、土日祝ともに 9：30～20：00（令和 5 年 9 月まで）受け付けます。

＜参考＞マイナンバー制度・マイナンバーカードに関する HP

（総合サイト）<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

（デジタル庁 HP）<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

（総務省 HP）http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

【市区町村等職員の方】

総務省 自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室

＜MAIL＞juki@soumu.go.jp ＜TEL＞ 03-5253-5366

＜作成に当たりご協力をいただいた自治体＞

北海道函館市、北海道蘭越町、山形県尾花沢市、群馬県前橋市、群馬県藤岡市、群馬県上野村、千葉県千葉市、千葉県松戸市、山梨県道志村、長野県、静岡県静岡市、静岡県焼津市、鳥取県米子市、岡山県高梁市、岡山県吉備中央町、福岡県八女市（お問い合わせは、ご相談・お問い合わせ先をお願いします。）

別添 3 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル（概要①）

1. マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

(1) 患者ご本人の受診・薬剤情報等に基づいたより適切で質の高い医療を低い窓口負担で受けることが可能。

(2) 手続なしで高額療養費の自己負担分を超える支払が不要に。

※限度額適用認定証の手続をしなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払が確実に免除される

2. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等

(1) 健康保険証として利用するための手続

・マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込が必要であり、申込は、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダー等で簡単に可能。

(2) マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

・ご本人が医療機関・薬局を受診等する場合には、マイナンバーカードを用いた顔認証や暗証番号によりオンライン資格確認ができる。

・ご本人がおらず、代理の方が薬局に薬剤を受け取りに行く場合には、処方箋又は資格確認書により資格確認ができる。

(3) 資格確認書

・令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用可能

※健康保険証の有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで

・オンライン資格確認を受けることができない方は、原則、ご加入の医療保険の保険者に申請することで、「資格確認書」が無償交付される。

・この「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口で提示し資格確認を行うことで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができる。

・ただし、資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできない。

3. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付

・暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定。

・マイナポータルなど暗証番号が必要なサービスは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用可能。

・また、患者ご本人の同意に基づき、過去の受診・薬剤情報等を、医療機関・薬局に提供することが可能。

福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル（概要②）

4. マイナンバーカードの取得支援

(1) 市区町村職員による出張申請受付



- ・市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請を受付
- ・カードは郵送され、申請者は役所に出向かずに受け取ることができる
- ・施設等だけでなく、希望する個人宅等を訪問する方式もあり

(2) その他のサポート

申請時 市区町村の委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影等を実施する申請サポート方式もあり

交付時 この場合は、交付の際に役所に来庁が必要だが、交付申請者の来庁が困難な場合には、申請者が指定する者が本人に代わって交付を受けることができる

※申請時・交付時のサポートは、施設等の職員が行うこともできる

5. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

(1) 無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方

やむを得ない理由により無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方(※)は、次の対応により写真が使用できる。

(2) 知的・発達障害のある方

(※)医療上の理由、障がいのある方、寝たきりの方など

交付申請者自身で暗証番号の設定が困難と認められる場合には、介助者がその支援を行うこともできる。

(3) 視覚障害のある方

交付申請書等の自署欄に点字による記載がある場合、点字を記名として扱い、併せて押印等があれば有効な申請となる。

(4) 交付申請書の自署が困難な方

交付申請者の自署は、介助者及び職員等が代筆し、ご本人が押印等すれば、有効な申請となる。

- ①オンラインによる申請の場合：マイナンバー総合フリーダイヤルに電話し、具体的な理由と申請書IDを伝える。
- ②郵送による申請の場合：交付申請書に具体的な理由を記載して、送付。
- ③窓口による申請の場合：市区町村職員から手続を行う。

6. マイナンバーカードの管理等

施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて管理。

- ・施設入所者ご本人が管理する場合、紛失に注意いただいた上でカードを管理。

(本人の同意を得て、家族が管理することも可能)

- ・本人管理が基本だが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することもできる。

(参考)施設側での管理方法について
・紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管する
・管理の記録をつける
・職員のうち管理を行う者の範囲を定める など

※ 資格確認書の管理については、ご本人が管理する以外に、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能。